

## (財)長野県文化振興事業団の現状と課題

### 1 長野県出資等外郭団体「改革基本方針」(平成16年6月10日)

県の人的関与の抜本的な縮減

平成18年度から県派遣職員を事務局員及び学芸員に限定

### 2 見直しの状況

<改革基本方針に基づく改革>

- 平成17年 4月～ 伊那文化会館長に専門的知識を有する民間人を登用
- 平成17年 5月 理事定数を見直し(13～16人 6～10人)
- 平成17年 10月～ プロパー職員の管理職への登用(県民文化会館、伊那文化会館の副館長)
- 平成18年 4月～ 指定管理者制度への移行
  - ・県民文化会館、伊那文化会館、信濃美術館、飯田創造館の管理運営を行う
- 平成18年 4月～ 県派遣職員の引上げ(11人)
- 平成18年 4月～ プロパー職員の管理職への登用(飯田創造館長)
- 平成18年 5月～ 県民文化会館長に専門的知識を有する民間人を登用
- 平成19年 4月～ 県職員2人の派遣

### 3 業務目標と現状

<文化芸術事業>

目 標

現 状

#### 1 サービスの提供

幅広く多様なニーズに対応した快適な空間とホスピタリティを提供する。  
(組織のフラット化により情報を全職員が共有し、スピーディで納得の得られるサービスの提供)

#### 組織改正

組織の名称を文化会館は、総務担当、事業担当、舞台担当、広報・マーケティング担当、美術館は、管理チーム、学芸チーム、広報営業チームとしフラット化した。  
専門的知識等の提供  
貸館だけでなく蓄積された専門知識・技術を提供し質の高い演出を提供(舞台・音響・照明等に質の高い舞台演出及び受付時に室等のレイアウト等のアドバイス、信頼に応える美術品の保存管理など)

#### 2 事業推進

県民の芸術鑑賞の機会を拡大するとともに地域での創作や交流活動の活性化を支援する。  
(地域との連携を軸に、自主企画事業を積極的に展開し、創造し、参加・交流し、発信する。)

#### 各館ごとに創意工夫した自主事業を実施

- ・ウィーン楽友会館との姉妹提携事業
- ・県内教育機関と連携した教育普及活動
- ・音楽ボランティアによる演奏会、演劇舞台技術講習会等の開催
- ・高齢者、社会人向け出張美術講座、来館しづらい児童生徒への出張美術館等開催
- ・地域伝統文化の発信、県内美術館のネットワーク化と情報発信

<埋蔵文化事業>

#### 1 埋蔵文化財の発掘・調査・保存

遺跡の発掘調査による、埋蔵文化財の保存、整理を実施する。

#### 発掘・調査事業

中部横断自動車道建設関連等 8 事業  
整理・報告事業  
国道 152 号バイパス建設関連等 2 事業

#### 2 文化財保護の普及啓発

埋蔵文化財の公開及び保護思想の普及に関する自主事業を実施し県民意識の高揚を図る。

#### 出土品等の公開速報展

伊那文化会館、県庁等で開催  
発掘現場の公開説明会  
各発掘現場で随時開催

< 共通事項 >

目 標	現 状
<p>1 経営改革・意識改革</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「施設管理」から「経営管理」への意識と行動の転換を図る。</li><li>・指定管理者としての競争意識や評価が得られる経営管理</li><li>・地域の文化振興及び地域と文化行政をつなぐ役割を担う経営</li></ul>	<p>経費削減と自主財源の確保・開発に向けた研究や適正な財務管理を行うための経営能力や会計知識を深め、定期的に経営分析を行い改善に努める。</p> <p>職員の育成</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ H18年度～ 指定管理者としての自己評価実施</li><li>・ H19年度～ 職員の一般研修(資質向上)及び専門研修(会計処理、情報処理等)実施</li></ul>
<p>2 公益法人制度改正による公益財団法人の認定に向けた準備 (平成20年度 法律施行予定)</p>	<p>公益認定の基準を満たすための準備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 定款、事業・財務内容等の見直し</li><li>・ 公益目的事業を行うに必要な経理処理及び財務管理を有する人材育成</li></ul>

#### 4 課題と要望

<p>&lt; 課 題 &gt;</p> <p>(1) 県の人的関与が急激に縮減されたが、代わるべき職員が不足又は十分に育っていない現状から、事業団各館の業務運営に不安がある。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業団全体を統括する常勤役員が不在の状態である。</li><li>・ 組織をフラット化した但、中間管理職員が育っていないため、事務管理等において組織内の役割や内部牽制が十分でない。</li><li>・ 会計処理に精通した事務系職員が少ない。</li></ul> <p>(2) 事業団は、県が設置する文化施設等の管理運営をするために設立され、県民の文化の向上に寄与することを目的として必要な事業を行っているが、指定管理者制度の下では事業推進、経営管理、職員の雇用等に長期的な視点での取り組みが困難である。</p> <p>&lt; 要 望 &gt;</p> <p>(1) 事業団が自律できるまでの間、県の人的関与を続けるよう要望していく。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県派遣職員(平成19年度3名)を当分の間継続すること。</li></ul> <p>(2) 指定管理者制度は、文化行政における当該施設の役割を踏まえ、公募の是非、指定期間、指定管理者選定の審査方法等について十分検討するよう県へ要望していく。</p>
--